

## 長久手市香流川整備計画（香流川を活かしたまちづくり）推進委員会規約

（名称）

第1条 本委員会は、長久手市香流川整備計画（香流川を活かしたまちづくり）推進委員会（以下「推進委員会」という。）という。

（目的）

第2条 平成26年度に策定した、「長久手市香流川整備計画（香流川を活かしたまちづくり）」（以下「整備計画」という。）について、適切な進捗の確認及び整備のあり方等を審議することを目的とする。

（審議内容）

第3条 推進委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 整備年次計画の進捗に関する事。
- (2) 毎年度の実施計画及び結果に関する事。
- (3) 整備箇所の整備手法に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、香流川について、市長が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第4条 委員会は次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する15名以内の委員を持って組織する。また、委員は必要に応じて増員することができるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 地元有識者
- (4) 関係機関等の職員

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会においては、会長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、建設部土木課に置く。

(報償)

第9条 委員には予算の定めるところにより報償を支給する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項が生じた場合は、その都度会長が委員会に諮ってこれを決定する。

附 則

この規約は、平成27年12月1日から施行する。